

## 食物アレルギー疾患生活管理指導表作成に係る助成

園児・児童・生徒等の食物アレルギー対応に伴う「アレルギー疾患生活管理指導表」作成費用を助成することにより、保護者の負担軽減や園児・児童・生徒等が健全な生活を営むことができるよう支援します。

### ■対象

食物アレルギーを有することにより、保育園・幼稚園・認定こども園・学校等での生活において、特別な配慮や管理が必要と認められる次の方を対象にします。

- ・市内に住所を有する方で、市内外の保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍する方や入園が内定した方

・市内の小・中学校に在籍する方や入学を予定する方

■助成回数 1年度1回

■助成限度額 2,000円(2000円を超える分については自己負担となります。)

■医療機関 市が指定する医療機関となります。指定医療機関は、市・保育園・学校等で確認してください。

■注意事項 医療機関にお持ちいただく書類がありますので、通われている保育園や学校等に連絡してください。

### ■問い合わせ先

保育園や幼稚園等に通われている方

こども福祉課 ☎(32)8903

小・中学校に通われている方

学校教育課 ☎(32)8918

## 後期高齢者医療 高額介護合算療養費の勸奨通知について

医療保険と介護保険の自己負担を年間で合算し、限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

例年、支給該当見込の方には、2月中旬に勸奨通知を送付していましたが、制度改正に伴い、新たに外来年間高額療養費等の支給処理が行われることとなったため、通知の発送が4月中旬に変更となります。

### ■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

## 確定申告用のおむつに係る費用の医療費控除証明書・障がい者控除対象者認定書について

確定申告の際に、次の証明書を交付された方は、障がい者控除やおむつに係る医療費控除を受けることができます。

### おむつに係る費用の医療費控除証明書

おむつ代の医療費控除を受けるには、おむつ代の領収書と医療機関が発行するおむつ使用証明書が必要です。

ただし、以下の条件のすべてを満たす方は、おむつ使用証明書に代わりおむつに係る費用の医療費控除証明書を市が発行できる場合があります。

### ■対象条件

- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ・現在要介護認定を受けており、要介護認定時の主治医意見書の内容が一定の基準を満たしている方
- ※条件に該当しない方は医療機関で再度おむつ使用証明書を取得してください。

### 障がい者控除対象者認定書

65歳以上の要介護認定者のうち、以下の条件のすべてを満たす方には障がい者控除対象者認定書の交付が可能となり、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

### ■対象条件

- ・身体や精神の状態が障がい者に準ずる者として一定の基準を満たしている方
- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

### ■共通事項

#### ■申請方法

交付を希望される方は、事前にお電話ください。該当するか確認します。

なお、交付には数日間かかりますので、手続きはお早めをお願いします。

#### ■申し込み・問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(32)8904

## 水道水放射性物質の検査結果

### ■検査条件

- ・採取日 平成30年12月13日
- ・採取場所 市内各配水場
- ・基準値 (セシウム134と137の合計) 10Bq/kg
- ※検査結果については、市ホームページでも公開しています。

■問い合わせ先 水道課 ☎(32)8911

### ■検査結果

採取場所	セシウム134	セシウム137
南河内 第1	不検出	不検出
石橋 第1	不検出	不検出
国分寺 第1	不検出	不検出
南河内 第2	不検出	不検出
石橋 第2	不検出	不検出
国分寺 第2	不検出	不検出